

令和3年9月24日
文 部 科 学 省

特別支援学校設置基準の案に関する

パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「特別支援学校設置基準」の案について、令和3年5月26日から令和3年6月26日までの期間、電子メール及び郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計1,606件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な御意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

章	条	該当箇所	意見内容(要約)	回答
1章	1条	総則・趣旨	<p>教室不足や過大・過密の解消といった趣旨を追加すべきではないか。</p>	<p>趣旨については、他の学校種の設置基準との整合性を取っております。ご指摘の点については、通知等により周知を図ってまいります。</p>
			<p>公布・施行に当たっては、「特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでないこととする。」という例外規定の趣旨が誤って解釈されないことがないよう、具体例を示す必要があるのではないか。</p>	<p>学級編成を例にとると、「特別の事情」とは、例えば、年度途中の転入があった場合等が考えられますが、このような場合であっても、教室の狭隘化や指導上の課題等が生じていない場合は「教育上支障がない」と考えられます。</p>
			<p>本設置基準の策定により、特別支援学校の学級数が増加することが懸念されるため、地域の学校への就学についても触れるべきではないか。</p>	<p>本設置基準は、特別支援学校の教育環境を改善する観点から、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三条に基づき、特別支援学校を設置するために必要な最低の基準を定めるものです。</p> <p>障害のある児童生徒等の就学先決定については、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)等の既存の関係法令に基づき適切な対応がなされるべきと考えております。</p>

2章	4条	学科の種類	<p>専門教育を主とする学科について、障害種によって異なる学科を設ける必要はないのではないか。また、「特別支援学校の高等部の学科を定める省令」の学科をそのまま移行するのではなく、教育や社会の変化に応じて改正すべきではないか。</p>	<p>特別支援学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十二条に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としており、特別支援学校の高等部の学科を定める省令(昭和四十一年文部省令第二号)において各障害種の特性等に応じた学科が定められているため、本設置基準においても、同様の規定とするものです。</p>
			<p>学校や地域の実態に即した学科が設置できるよう、「その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」を追加する必要があるのではないか。</p>	<p>ご指摘も踏まえ、特別支援学校の高等部の学科を定める省令(昭和四十一年文部省令第二号)に即し、「その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科」を追加いたします。</p>
3章	5条	一学級の幼児、児童又は生徒の数	<p>重複障害の幼児、児童又は生徒の学級編成は、一学級当たり三人とあるが、少人数で学校生活を送ることにより、社会参加や交流の機会を奪う可能性があるため、一学級当たりの人数を引き上げるべきではないか。</p>	<p>重複障害の幼児、児童又は生徒は、専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどの必要があるなど、単一障害の幼児、児童又は生徒よりも手厚い支援を要する場合が多く見られます。</p> <p>本設置基準における一学級の幼児、児童又は生徒数は、幼稚部については各自治体の実態や地方交付税の基準財政需要額を、小学部・中学部・高等部については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十二年法律第十六号)や公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)を踏まえて決定しております。</p> <p>ただし、地域の実態等に応じた対応を可能とする観点から、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない旨、本設置基準にも規定しております。</p>
			<p>重複障害の幼児、児童又は生徒の学級編成は、一学級当たり三人とあるが、手厚い指導体制を整備するため、障害種別に拠らず、一学級当たりの編制人数を引き下げるべきではないか。</p>	<p>本設置基準における一学級の幼児、児童又は生徒数は、幼稚部については各自治体の実態や地方交付税の基準財政需要額を、小学部・中学部・高等部については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十二年法律第十六号)や公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)を踏まえて決定しております。</p> <p>ただし、地域の実態等に応じた対応を可能とする観点から、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない旨、本設置基準にも規定しております。</p>

3章	7条	教諭等の数等	<p>教諭等の数等についての部分で、「相当数」としか記述されていないのはなぜか。</p>	<p>本設置基準は、特別支援学校を設置するために必要な最低の基準を定めるものであり、特別支援学校の多様な実態等も踏まえ、「相当数」と規定しております。</p>
			<p>教諭等の数だけでなく、資質に関する基準も追加すべきではないか。</p>	<p>本設置基準は、特別支援学校を設置するために必要な設備編制等に関するものであり、ご指摘の特別支援学校教諭の資質については、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)等の法令等に基づくべきものと考えております。</p>
3章	8条	養護教諭等	<p>養護教諭等について、努力義務ではなく必置にすべきではないか。</p>	<p>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)上、特別支援学校に置かなければならない職を学部別に見ると、幼稚部及び高等部においては、養護教諭は必置とされておりません。</p> <p>特別支援学校には、幼稚部のみ、高等部のみを置く学校もあるところ、本規定は、特別支援学校における養護教諭等の職務内容の重要性を鑑み、可能な限りすべての特別支援学校に養護教諭を置くことを促すものです。</p>
3章	11条	寄宿舎指導員の数	<p>寄宿舎指導員の数について、「寄宿する幼児、児童及び生徒数等に応じ、相当数の寄宿舎指導員を置かなければならないこととする。」とあるが、「相当数」ではなく明確に人数を示すべきではないか。また、教諭等と同じ実態の児童・生徒を指導しているため、教諭等と同様の基準で算定されるべきではないか。</p>	<p>寄宿舎指導員の数については、地域や学校に応じてその実態が多様であり一律の数を定めることは困難と考えております。また、教諭等とは職務が異なるため、教諭等と同様の基準で算定することは困難と考えております。</p>

3章	12条	他の学校の教員等との兼務	<p>他の学校の教員等との兼務について、「教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。」とあるが、必要性が不透明のため削除すべきではないか。</p>	<p>例えば、特別支援学校の教諭に小学校等の教諭としての兼務発令を行うことで、小学校等における通級による指導を担当すること等により、小学校等の特別支援教育を支援することが考えられます。また、特別支援学校と隣接する小学校等で相互に副校長や教頭の兼務発令を行うことで、学校間の連携を推進する場合等が考えられます。</p> <p>こうした地域や学校の現状を踏まえ、本規定を設ける必要があると考えます。</p>
4章	13条	一般管理	<p>「施設及び設備」の「一般管理」について、他の設置基準同様「一般的基準」とすべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、条文を修正しております。</p>
			<p>教室不足解消の趣旨を踏まえ、各教室毎の面積基準を設けるべきではないか。</p>	<p>設置基準は、学校を設置するのに必要な最低基準を、地域の実態等に応じた対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定したもので、特別支援学校を含め全ての学校種の設置基準において、校舎の総面積は規定しているものの、個々の教室等の面積については規定されていません。</p> <p>また、特別支援学校の中には、当初から特別支援学校として設置されたもののほか、例えば小学校等の校舎を特別支援学校に改築したものや高等学校等の一部を特別支援学校として使用しているものもあるなどの多様な実態があるため、他の学校種の設置基準同様、特別支援学校の設置基準においても、個々の教室等の面積は規定されていません。</p>

4章	14条	校舎及び運動場の面積等	<p>今回の案に示されている、生徒数に対する校舎面積が不足する場合、校舎の増築や新施設の設置等の対策を講じる主体は誰か。</p>	<p>第1条第3項に規定しているとおり、特別支援学校の設置者は、特別支援学校の編成、施設及び設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならないこととされています。</p>
			<p>「小学部又は中学部」については児童生徒数が108人から109人に、高等部については生徒数が144人から145人に切り替わる際に、高等部(併置)の肢体不自由部門を除き、面積差が等差になっていない。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、面積差が等差となるよう微修正を行いました。</p>
			<p>現在の「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」の面積基準以上の算定式にする必要があるのではないか。</p>	<p>本設置基準における校舎の面積は、小学校等他の学校種の設置基準における考え方と同様に、特別支援学校として教育活動を行う上で最低限必要な教室等を、学校の規模等を考慮して算出したものです。具体的には、特別支援学校学習指導要領に基づく教育活動を行う上で必要となる教室・スペース、図書室など関係法令で設置することとなっている室、廊下など建築物として機能させるうえで必要となるスペース等を考慮して算出しております。</p>

4章	15条	校舎に備えるべき施設	<p>校舎に備えるべき施設について、「特別教室等」とあるが、「音楽室」「家庭科室」など具体的に追加する必要があるのではないか。</p>	<p>「特別教室等」には、例えば、音楽室や家庭教室等の特定の教科の指導等に用いられる教室が含まれると考えられますが、具体的にどのような部屋を設けるかについては、児童等の障害の状態や教育内容等を踏まえて設置者において判断すべきものと考えられます。</p>
			<p>特別支援学校において自立活動は教育活動の要であるため、「ただし、特別の事情があるときは、教室と自立活動室とは、それぞれ兼用することができることとする。」という例外規定は削除するべきではないか。</p>	<p>例えば、知的障害の高等部等では、普通教室で自立活動が行われている場合があり、このような場合には両者を兼ねることも可能であり、こうした現状も踏まえ、規定を設ける必要があると考えます。</p>
			<p>校舎に備えるべき施設について、図書室は「小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校に限る」とあるが、幼稚園も含む規定とすべきではないか。</p>	<p>学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)第2条及び第3条の規定により、小学校(小学部等含む)、中学校(中学部等含む)、高等学校(高等部等含む)には学校図書館を設けなければならないこととされており、小学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十四号)、中学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十五号)、高等学校設置基準(平成十六年文部科学省令第二十号)においても、学校図書館を備えることとされています。一方で、幼稚園には学校図書館法や幼稚園設置基準(昭和三十一年文部省令第三十二号)による図書館の設置義務は課せられていないため、これらを踏まえて、特別支援学校設置基準においても、小学部、中学部又は高等部を置く特別支援学校には図書室を備えることとしております。</p>
4章	16条	その他の施設	<p>寄宿舎指導員の数に加え、寄宿舎自体の整備に関する規定も追加すべきではないか。</p>	<p>寄宿舎の設置については、既に定めのある学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)等に基づき適切に対応すべきものと考えております。</p>

附則	2条	施行期日等	附則の経過措置規定について、年限を明記すべきではないか。	地域の事情等により特別支援学校の事情が大きく異なる中、具体的な期限を設けることは難しいと考えております。
その他		通学時間	通学時間の上限時間を追加すべきではないか。	小学校等の設置基準においても通学時間は規定されておらず、地域の交通事情や児童等の障害の状況等も大きく異なる中、通学距離や通学時間を規定することは難しいと考えております。
		学校当たりの上限規定	過大・過密を解消するため、1校当たりの上限規定を設けるべきではないか。	小学校等の設置基準においても在籍者数や学級数の上限は規定されておらず、学校教育法施行規則で標準学級数が規定されている小学校・中学校と異なり、特別支援学校は部や障害種が多岐にわたるため、1校当たりの在籍者数や学級数の上限は規定していません。
		副次的な籍	「副次的な籍」について、条項に追加し、児童等が在籍する特別支援学校と地域の学校の連携を明確にすべきではないか。	本設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低基準を、地域の実態等に応じた対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定したものですので、ご指摘の論点とは直接の関係はございませんが、いただいたご意見は今後の執務の参考とさせていただきます。

その他	分校・分教室	分校や分教室は、本校と比較すると必要な施設設備が整っていないこともあるため、「地域や児童生徒の実情を考慮してやむを得ない場合にのみ分校や分校を設置することができる」など限定事項を追加すべきではないか。	分校については、他の学校種の設置基準においても本校と同様に設置基準の対象とされているため、特別支援学校設置基準においても一つの学校として設置基準を適用することとなります。 一方、都道府県の運用で設置されている分教室については、他の学校や病院内の一部に設けられるなど、本校と一体的に運用されている実態等も見られることから、分教室部分のみでは設置基準を適用せず、本校の一部として在籍者数や校舎面積等を合算して設置基準を適用することとなります。
	財政上の措置	特別支援学校における教室不足の解消のための集中取組期間(令和6年度までの国庫補助の算定割合の引き上げ)の延長も含め、確実な財政上の措置をお願いしたい。	本設置基準は、特別支援学校を設置するのに必要な最低基準を、地域の実態等に応じた対応が可能となるよう、弾力的・大綱的に規定したものですので、ご指摘の論点とは直接の関係はございませんが、いただいたご意見は今後の執務の参考とさせていただきます。
	5年ごとの見直し	附則について、設置基準の内容や実効性を見直しに関する条項を追加すべきではないか。	附則につきましては、他の学校種の設置基準との整合性を取っておりますが、いただいたご意見は今後の執務の参考とさせていただきます。
	専門職の配置	編制について、教諭等のみならず、必要に応じて多様な専門職の配置を可能とする旨の条項の追加が必要ではないか。	教諭等以外の多様な専門職については、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)等に基づき、地域や学校の実態に応じて適切に配置されるべきものと考えています。